

上尾市交通遺児手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 1 月 27 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第 10 号

- 上尾市交通遺児手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則
次に掲げる規則の規定中「印」を削る。
- (1) 上尾市交通遺児手当支給条例施行規則（昭和 46 年上尾市規則第 14 号）第 2 号様式
 - (2) 上尾市こども医療費支給条例施行規則（昭和 48 年上尾市規則第 16 号）第 8 号様式
 - (3) 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成 4 年上尾市規則第 35 号）第 8 号様式
 - (4) 上尾市ひとり親家庭、低所得子育て世帯等大学等受験料等支援事業実施規則（令和 6 年上尾市規則第 4 号）第 2 号様式及び第 3 号様式
 - (5) 上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施規則（令和 7 年上尾市規則第 3 号）第 2 号様式、第 3 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。